

九州防衛局における非常勤務に関する達を次のように定める。

令和2年3月31日

九州防衛局長 廣瀬 律子

九州防衛局における非常勤務に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 非常勤務要領（第4条―第10条）
- 第3章 雑則（第11条―第14条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、緊急事態等の発生時の九州防衛局における非常勤務に係る要領を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態等 緊急事態等が発生した際の速報について（通達）（防官文第2623号。20. 3. 7）の別紙に掲げる事態をいう。
- (2) 内部部局等 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局をいう。
- (3) 部隊等 自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (4) 地方公共団体等 地方公共団体その他関係機関をいう。
- (5) 地方施設整備調査チーム 中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24. 3. 28）に規定する地方施設整備調査チームをいう。

（適用の範囲）

第3条 この達は、緊急事態等発生時等に対処するために非常勤務を実施する場合に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、在日米軍に関係する重大事故、重大事件及びその他の事態に対応する場合の非常勤務については、別途定めるところによる。

第2章 非常勤務要領

(非常勤務態勢の区分)

第4条 緊急事態等発生時等における九州防衛局の非常勤務態勢は、別紙第1に定める区分とする。

- 2 総務部総務課、企画部地方調整課、調達部調達計画課、管理部業務課、長崎・熊本両防衛支局及び佐世保・別府・宮崎・鹿児島各防衛事務所（以下「各部庶務等」という。）は、別紙第1に掲げる非常勤務者（以下「勤務者」という。）の人数に従い、各部等ごとに予め任意の期間により非常勤務態勢ごとの勤務者を企画部地方調整課地方協力確保室に登録する。

(非常勤務態勢の発令及び解除)

第5条 企画部地方調整課長又は同課地方協力確保室長（以下「地方調整課長等」という。）は、緊急事態等発生時等について当直から通報を受けた場合又は自ら認知した場合、直ちに局長まで報告するとともに、非常勤務態勢移行の伺いを行い、局長又は局長が不在の場合は局次長（以下「局長等」という。）の承認を得て、非常勤務態勢を発令する。

- 2 地方調整課長等は、緊急事態等発生時等において状況の推移により非常勤務態勢を継続するまでの必要が認められなくなったときは、局長等の承認を得て、非常勤務態勢を解除する。

(勤務者の呼集及び参集)

第6条 非常勤務態勢が発令された場合、地方調整課長等は、別紙第2により全職員（本局、両支局及び各事務所の職員をいう。以下同じ。）に発令を周知するとともに、勤務者に対し呼集を行う。ただし、状況に応じ、呼集する勤務者を減じることができる。

- 2 勤務者は、勤務時間外において連絡を受けた場合、勤務する官署に速やかに参集し、参集した勤務者から第10条に規定する業務を実施する。
- 3 勤務者は、登庁経路が被災等により通行不可等のため直ちに参集することが困難である場合、安否確認サービスにより報告するものとする。
- 4 地方調整課長等は、状況の推移に応じて呼集後に勤務者を減じることができる。

(職員等の安否確認)

第7条 本局、両支局又は各事務所の所在地若しくはその近傍において震度6弱以上の地震が発生した場合など必要と認められる場合、地方調整課長等は、職員及びその家族の安否確認の実施の要否について、局長等に伺い、その結果を総務部総務課長に伝達する。

- 2 前項のほか、職員及びその家族の安否確認の実施要領については、九州防衛局業務継続計画（九防総総第3587号。令和3年3月31日。）の関係規定が定めるところによる。

(勤務者の参集状況の把握)

第8条 各部庶務等は、勤務者の参集状況を把握し、総務部総務課に伝達する。

- 2 総務部総務課は、勤務者の参集状況を取りまとめて各勤務区分の長に報告する。

(対策本部等の設置)

第9条 第1種から第3種までの各非常勤務態勢が発令された場合、それぞれ情報収

集班、対策室及び対策本部（以下「対策本部等」という）を設置する。

2 対策本部等の構成は、別紙第3を基準とする。

（対策本部等及び地方施設整備調査チームの業務）

第10条 対策本部等は、別紙第4に示す業務分担を基準としつつ、緊急事態等による被害の状況、地方公共団体等からの要請等について情報収集を行い、関係する内部部局等の担当部署に報告するとともに、必要に応じ地方公共団等に情報提供を行う（報告等の様式は別紙第5を基準とする）。

2 対策本部等は、必要に応じ、関係する部隊等、地方公共団体等又は在日米軍に連絡員を派遣する。

3 地方施設整備調査チームは、被災した自衛隊施設にチーム員を派遣し、当該自衛隊施設について調査及び情報収集を行うほか、必要に応じ、救援活動を行う地方公共団体等及び在日米軍に対し、技術的助言等の支援を行う。

第3章 雑則

（全職員への周知）

第11条 各部庶務等は、この達に基づきとるべき行動を全職員が把握できるよう、平素から、この達の周知に努める。

（訓練の実施等）

第12条 企画部地方調整課地方協力確保室は、緊急事態等における全職員の練度を維持するため、部隊等や地方公共団体等が実施する防災等の各種訓練に参加又は参観するとともに、九州防衛局内において各種訓練を定期的に実施する。

2 調達部調達計画課及び熊本防衛支局は、地方施設整備調査チーム要員に指定された職員に対し、必要となる資格（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）の取得を奨励する。

（機材の整備）

第13条 総務部総務課、同部会計課、企画部地方調整課及び調達部調達計画課は、平素から相互に連携を図りつつ、対策本部等や地方施設整備調査チームの運用、部隊等への連絡員の派遣に必要な機材を計画的に整備するよう努める。

（備蓄品の確保等）

第14条 総務部総務課、同部会計課及び企画部地方調整課は、平素から相互に連携を図りつつ、緊急事態等の発生に備えた備蓄品等を計画的に確保するよう努めるとともに、被災時における什器（書庫、事務機器等）の転倒や落下等の防止に努める。

付 則

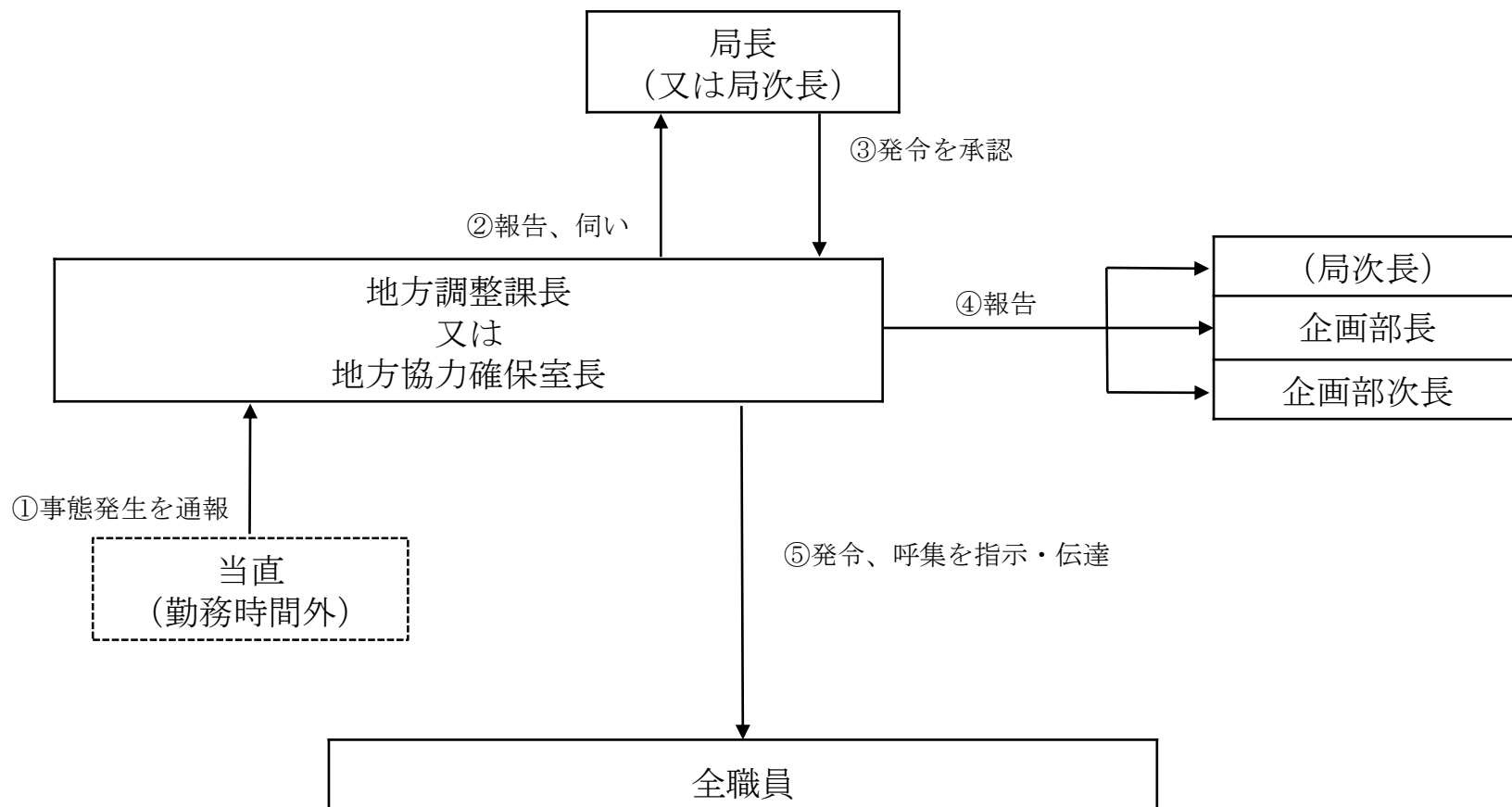
この達は、令和2年4月1日から施行する。

この達は、令和6年4月1日から施行する。

非常勤務態勢（基準）

勤務区分		第1種 【情報収集班の設置】	第2種 【対策室の設置】	第3種 【対策本部の設置】
態 勢		防衛局が各部、必要により各支局及び各事務所の機能を発揮するため、最小限の人員を常時勤務又は行動させる態勢	防衛局が各課、必要により各支局及び各事務所の機能を発揮するため、必要な人員を常時勤務又は行動させる態勢	防衛局の大部分又は全部の機能を随時発揮させるため、原則として全ての人員を常時勤務又は行動させる態勢
区分の長		地方調整課長	企画部長	局 長
非常勤務者の指定基準		1 各部の業務全般において本省及び総監部等との連絡・調整に必要とする要員 2 各部及び部隊等との連絡・調整に必要とする要員	1 各課の業務全般において本省及び総監部等との連絡・調整に必要とする要員 2 各課及び部隊等との連絡・調整に必要とする要員	全職員
非常勤務者			防衛補佐官	
	総務部	総合調整官×1名	総務課×2名（総合調整官1名を含む）	
	企画部	地方調整課長 地方協力確保室×2名	部長、地方調整課×7名 周辺環境整備課×1名 防音対策課×1名	
	調達部	1名	調達計画課×2名	
	管理部	1名	施設管理課×2名	
	小計	6名	17名	
	両支局	1名※	2名※	
	各事務所	1名※	2名※	
※ 区域内の部隊等の非常勤務態勢を確認して区分の長に報告し、非常勤務態勢移行の要否等の指示を受ける。				
非常勤務者以外の態勢		1 非常勤務を命ぜられていない者は平常勤務とする。 2 随時呼集に対応できるよう準備を整えておくものとする。		—

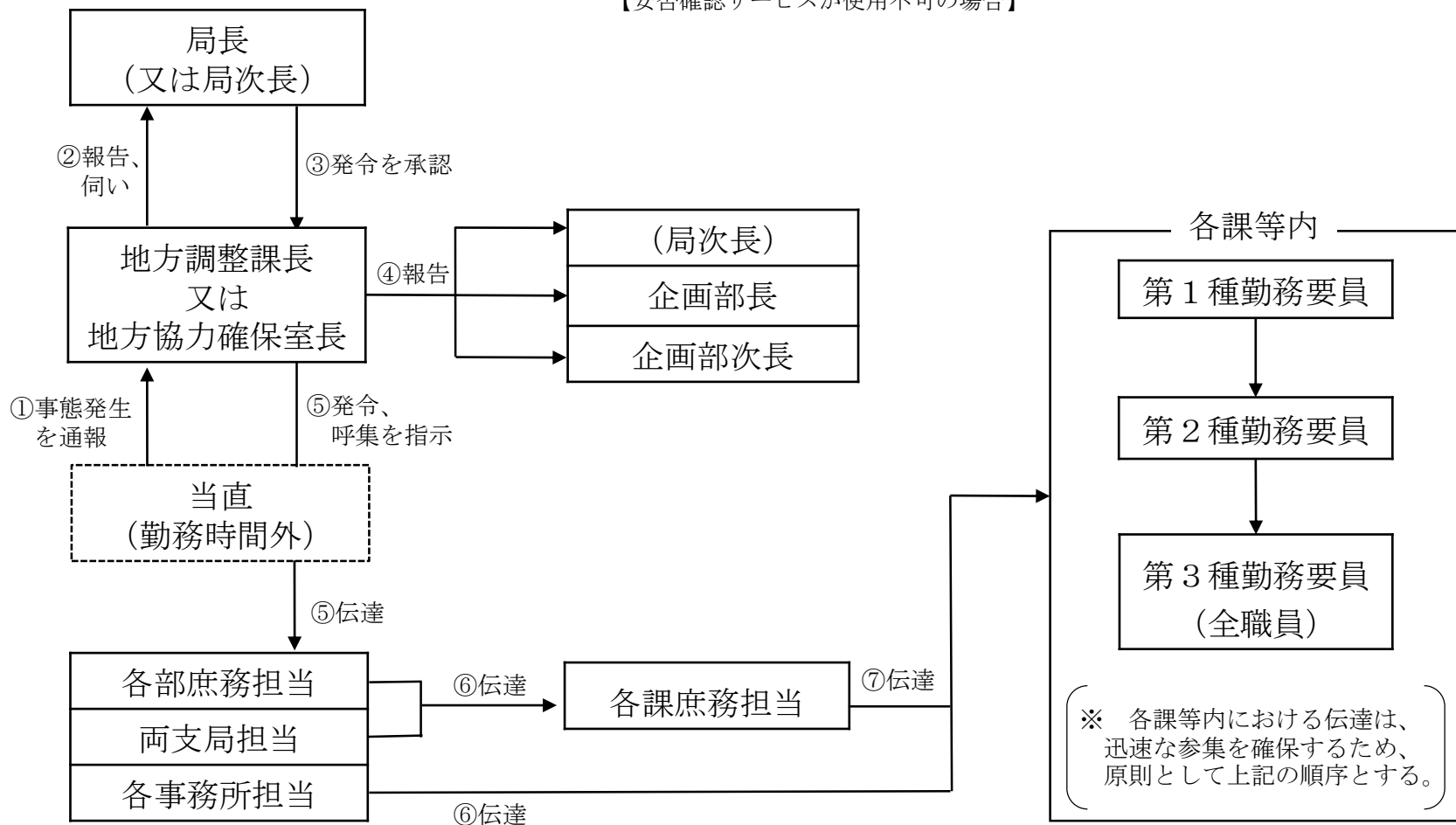
非常勤務態勢発令等の伝達経路（安否確認サービス等）



- ※1 各種非常勤務態勢の発令・呼集等指示・伝達（上記フローの⑤）については、総務部総務課が契約する「九州防衛局危機管理支援業務」による安否確認サービス（以下、「安否確認サービス」という。）を使用して伝達する。
- 2 第6条第3項による連絡は、安否確認サービスにより伝達する。
- 3 安否確認サービスによる伝達が不可である場合には、別紙第2－2「非常勤務態勢の発令等の伝達経路（電話等）」により伝達する。

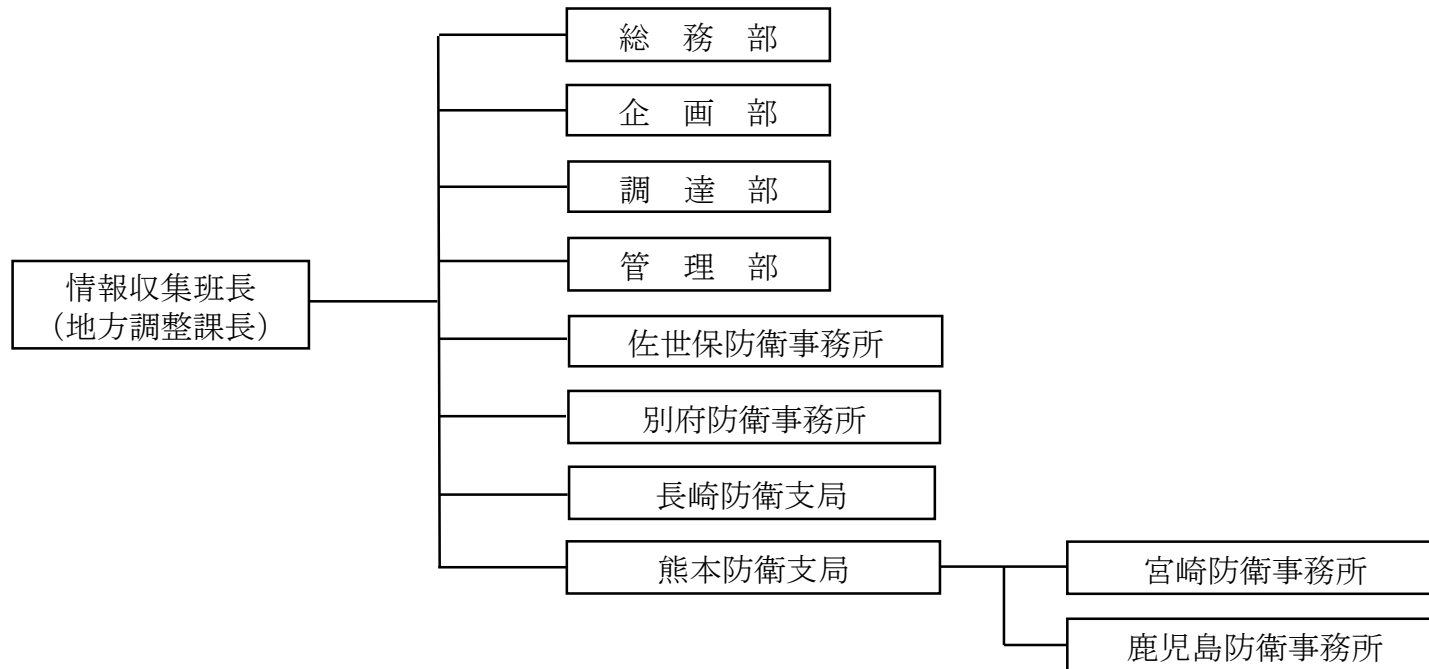
非常勤務態勢発令等の伝達経路（電話等）

【安否確認サービスが使用不可の場合】

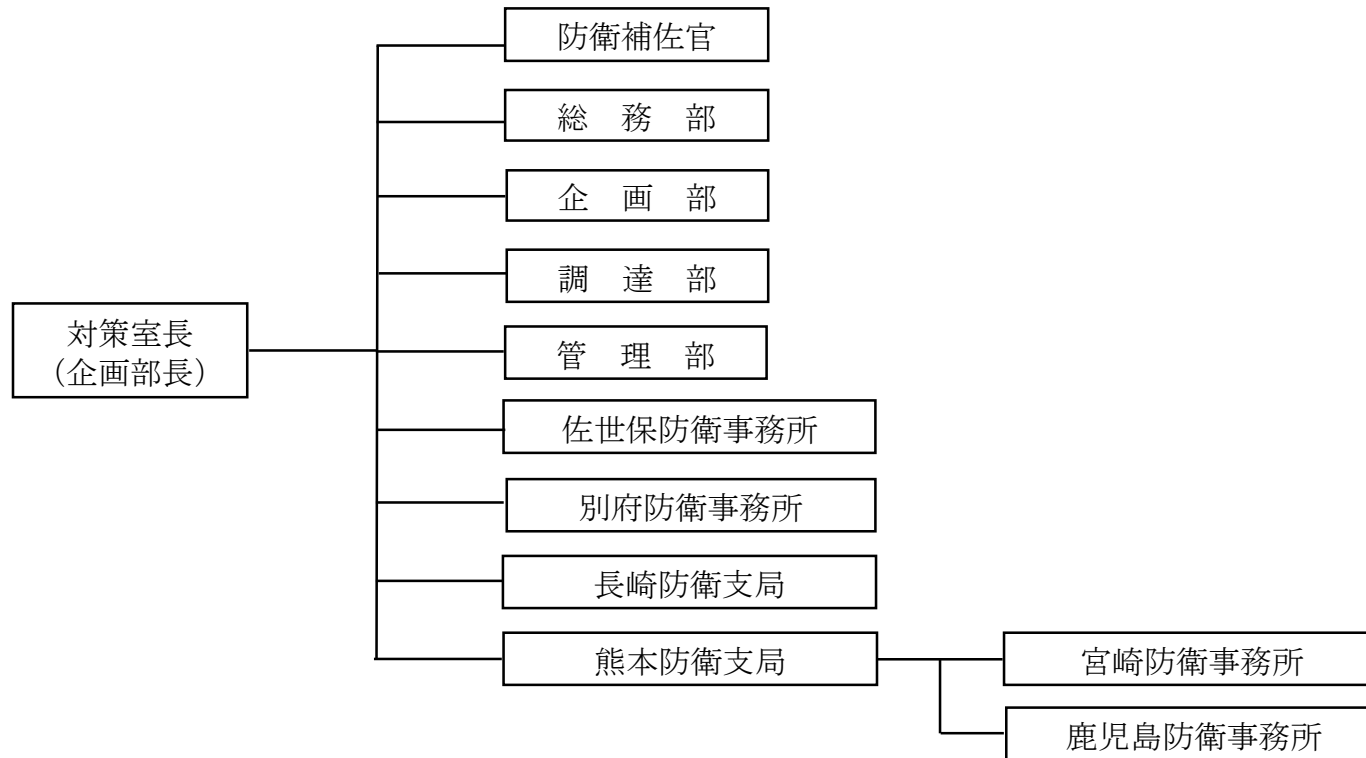


- ※1 各部庶務、両支局、各事務所及び各課庶務担当は、各々伝達すべき職員の電話番号及び電子メール等確実に情報の伝達が行える手段を登録、更新し、常時携行する。
- 2 伝達内容は、事態の概要、発令された非常勤務態勢区分を主とし、的確かつ迅速な伝達を心掛ける（当直は2人で分担して行う）。
- 3 伝達は、迅速性及び確実性の観点から電話によることを基本とするが、状況に応じ電子メール等を併用し爾後の受信確認に努める。
- 4 電子メール等を受信した職員は、発信者に対し、電話又は電子メール等により受信確認を行う。
- 5 電話で連絡がとれない職員には電子メール等により伝達しておき、次に伝達すべき職員に伝達した後に再度電話連絡を試みるなど、臨機応変な伝達方法をとる。
- 6 第6条第3項による連絡は、各課庶務担当等に行う。

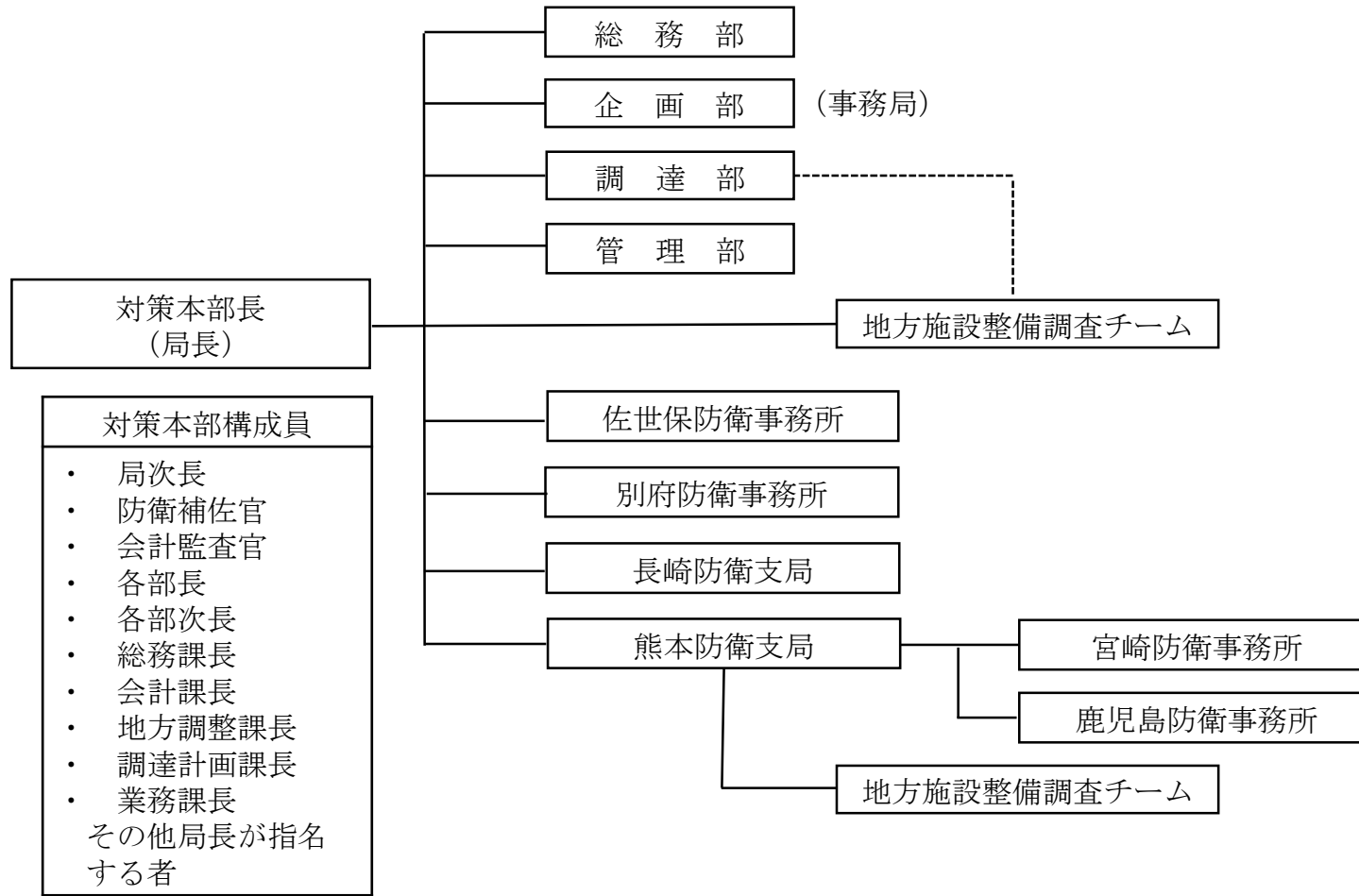
第1種非常勤務態勢（情報収集班）の構成（基準）



第2種非常勤務態勢（対策室）の構成（基準）



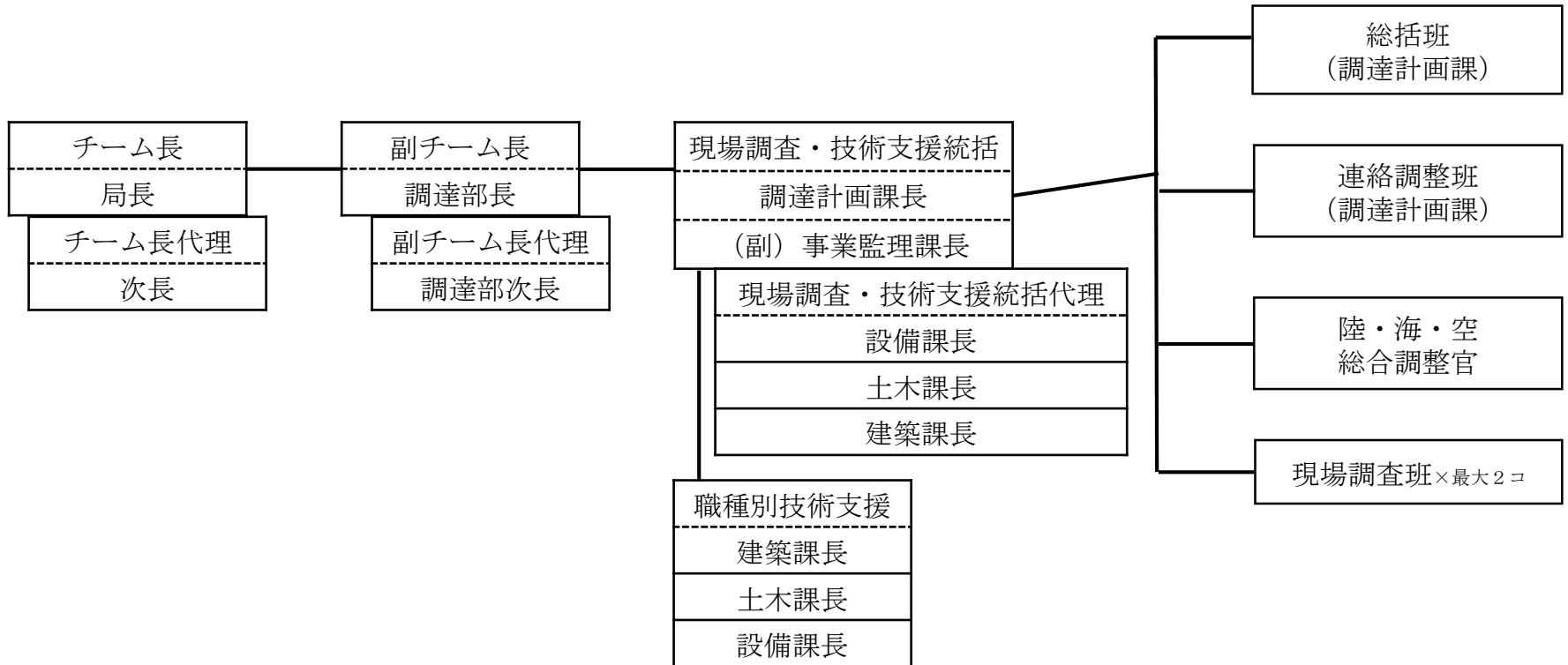
第3種非常勤務態勢（対策本部）の構成（基準）



※1 本局に設置する地方施設整備調査チームの構成は、付紙第1のとおり。

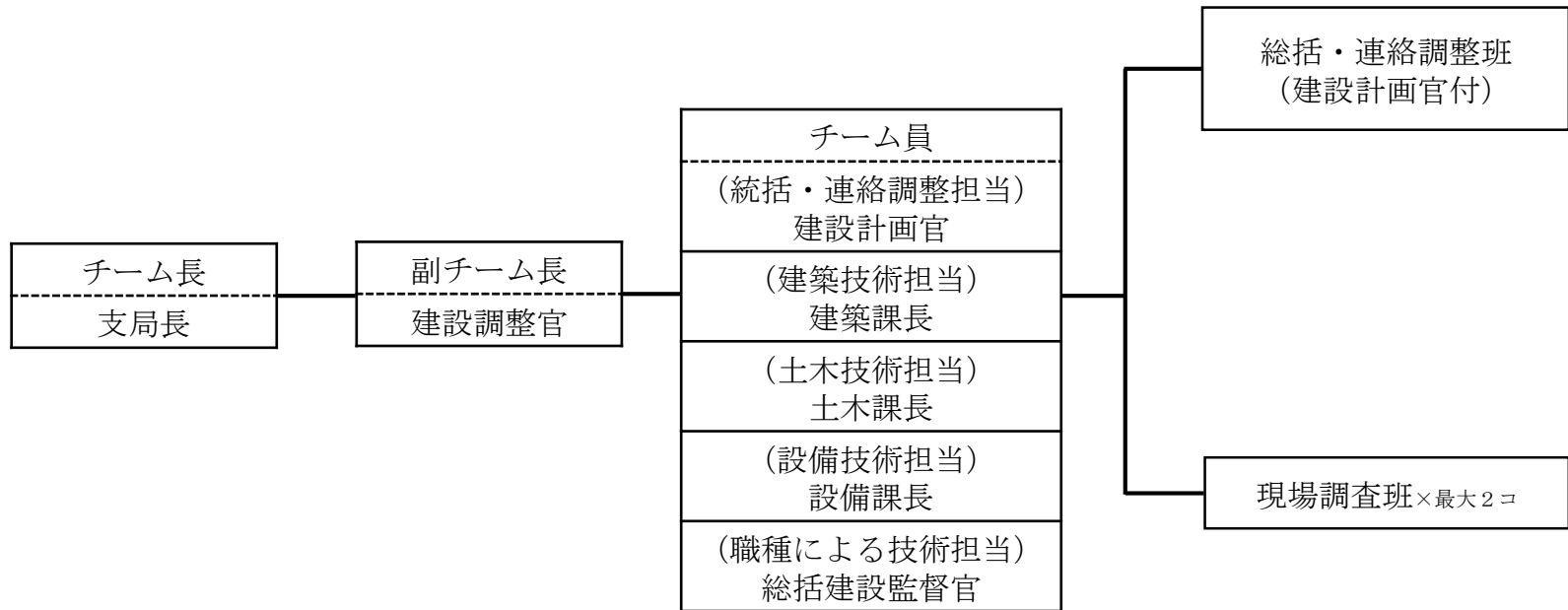
2 熊本防衛支局に設置する地方施設整備調査チームの構成は、付紙第2のとおり。

地方施設整備調査チーム（本局）の構成（基準）



- ※ 1 総括班及び連絡調整班の各班員は、副チーム長が指名する調達部職員から成る。
- 2 現場調査班の班員は、副チーム長が指名する調達部職員のほか、総務部会計課及び企画部地方調整課基地対策室職員から成る（会計課長及び地方調整課長が指名する各々1名の両課職員）。
- 3 地方施設整備調査チーム（本局）は、自衛隊部隊から要請を受けた場合、この達に定める非常勤務態勢への移行にかかわらず、副チーム長の判断により各班員等を現地に派遣し、当該自衛隊部隊に対し技術的支援を行うことができる。

地方施設整備調査チーム（熊本支局）の構成（基準）



- ※1 総括・連絡調整班及び現場調査班の各班員は、チーム長が指名する職員とする。
- 2 地方施設整備調査チーム（熊本支局）は、自衛隊部隊から要請を受けた場合、この達に定める非常勤務態勢への移行にかかわらず、チーム長の判断により各班員等を現地に派遣し、当該自衛隊部隊に対し技術的支援を行うことができる。

非常勤務態勢下の各部等の業務（基準）

○第 1 種非常勤務態勢（情報収集班）

構 成	業 務
（班 長）地方調整課長	・ 情報収集班の業務の総括
総 務 部	・ 自衛隊の活動状況に係る事項
企 画 部	・ 情報の集約、報告のとりまとめ、局幹部等への連絡
調 達 部	・ 工事に係る事項
管 理 部	・ 国有財産に係る事項
支局及び事務所	・ 情報の集約、報告のとりまとめ

○第 2 種非常勤務態勢（対策室）

構 成	業 務
（室 長）企画部長	・ 対策室の業務の総括
防衛補佐官	・ 事態対応に係る助言、部隊との連絡調整
総 務 部	・ 対策室の運営に係る事項 ・ 自衛隊の活動状況に係る事項
企 画 部	・ 情報の集約、報告のとりまとめ、局幹部等への連絡 ・ 周辺対策事業に係る事項
調 達 部	・ 工事に係る事項
管 理 部	・ 国有財産に係る事項
支局及び事務所	・ 情報の集約、報告のとりまとめ

非常勤務態勢下の各部課等の業務（基準）

部	課等名	業務
防衛補佐官		○ 事態対応についての局長、局次長及び企画部長（以下「局長等」という。）への助言 ○ 局長等の指示による部隊との連絡調整
総務部	総務課 （総合調整官を含む。）	○ 防衛大臣等省内幹部の現地視察における部隊等や関係機関等との連絡調整（日程調整、車両支援、ヘリ搭乗に係る手続等） ○ 駐留軍等労働者の被害状況の把握、被害への対応に係る関係機関との調整 ○ 対策本部要員の超過勤務に係る事項 ○ 部隊等からの情報収集及び連絡調整（総合調整官） ○ 局長が指示する事項、他課（報道官を含む）への支援
	会計課	○ 使用している庁舎の被災に係る事項 ○ 予算に係る事項 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
	契約課	○ 局長が指示する事項、他課への支援
	報道官	○ 報道機関その他外部（地方公共団体及び関係機関（者）を除く）からの問合せ対応 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
企画部	地方調整課	○ 各種事態に係る情報収集 ○ 内部部局等、部隊等、在日米軍及び地方公共団体等との連絡調整 ○ 内部部局等及び局内幹部への報告 ○ 内部部局等、部隊等、在日米軍及び地方公共団体等からのニーズの把握、内部調整及び対応策の企画及び立案 ○ 連絡員派遣の企画及び立案 ○ 対策本部会議の庶務に係る事項（開催準備及び議題の整理等） ○ 非常勤務要員の交代及び増減に係る事項 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
	周辺環境整備課 防音対策課	○ 補助事業対象施設の被害状況の把握及び復旧措置等に係る関係機関との調整 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
調達部	調達計画課 事業監理課 建築課 土木課 設備課	○ 建設工事中の自衛隊又は在日米軍の施設の被害状況の把握及び応急措置等に係る事項 ○ 地方施設整備調査チームに係る事項 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
管理部	施設管理課	○ 国有財産（自衛隊施設の行政財産、在日米軍施設の提供財産及び周辺財産）の被害状況の把握及び応急措置等に係る事項 ○ 地方公共団体等による国有財産（周辺財産を含む。）の使用に係る事項 ○ 局長が指示する事項、他課への支援
	業務課 施設補償課 施設取得課	○ 局長が指示する事項、他課への支援
長崎防衛支局		○ 近傍の部隊等や地方公共団体等からの情報収集及び連絡調整 ○ 本局指示を受け、近傍の部隊等や地方公共団体等への連絡員の派遣 ○ 使用している庁舎の被災に係る事項 ○ 局長又は支局長が指示する事項
熊本防衛支局		○ 管内の部隊等や地方公共団体等からの情報収集及び連絡調整 ○ 管内における対応策の検討及び実施 ○ 本局指示を受け、管内における部隊等や地方公共団体等への連絡員の派遣 ○ 使用している庁舎の被災に係る事項 ○ 管内における 国有財産（自衛隊施設の行政財産及び周辺財産）の被害状況の把握及び応急措置等に係る事項 ○ 管内における地方公共団体等による国有財産（周辺財産を含む。）の使用に係る事項 ○ 建設工事中の自衛隊施設の被害状況の把握及び応急措置等に係る事項 ○ 地方施設整備調査チームに係る事項 ○ 局長又は支局長が指示する事項
各防衛事務所		○ 管内の部隊等や地方公共団体等からの情報収集及び連絡調整 ○ 本局指示を受け、管内における部隊等や地方公共団体等への連絡員の派遣 ○ 使用している庁舎の被災に係る事項 ○ 駐留軍等労働者の被害状況の把握、被害への対応に係る関係機関との調整（佐世保防衛事務所のみ）

〇〇 年 月 日
九 州 防 衛 局

事 案 報 告 (第 報)

- 1 件 名 :
- 2 発生日時 :
- 3 発生場所 :
- 4 事案概要 :
- 5 経 緯 :
- 6 推定原因 :
- 7 被害状況 :
- 8 部外への影響 :
- 9 地元自治体への通報 :
- 10 報道状況 :
- 11 情報源 :
- 12 その他 :

※ 第1報においては、即応性の観点から、緊急事態等を認知した時点で判明している情報を速やかに報告すること。なお、状況に応じ電話等による報告も可とする。